

宇 治 市 墓 地 公 園
墓 所 使 用 許 可 証

宇 治 市

2 ページ

宇治市墓地公園墓所使用許可証			
許可証番号		第 号	
使用場所		区 号	種別 平方メートル墓所
使用者	住所		
	氏名		
墓所使用料		円	
墓園管理料	第1年度	円	
	第2年度以降1年度につき	円	
墳墓の設置期限		年 月 日 (墓地使用許可を受けた日から起算して5年を経過した日)	
上記の者は、宇治市墓地公園条例及び同条例施行規則の規定により墓所の使用を許可された者であることを証明します。 年 月 日 宇治市長 印			

3 ページ

埋蔵・改葬事項

埋蔵・改葬の日	死亡者氏名	埋蔵・改葬・分骨	摘 要
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

再交付・記載事項変更

事 項	原 因	日	申 請 者 名	変更事項(内容)
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

別記様式第4号（第11条関係）

宇治市墓地公園使用許可証記載事項変更申請書

年 月 日

宇治市長宛て

使用者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり使用許可証の記載事項に変更が生じたので申請します。

種類	☐ 墓所 ☐ 合葬式墓地		
許可証番号	第 号		
使用場所 (墓所使用者のみ)	区 号		
種別 (墓所使用者のみ)	平方メートル墓所		
変更事由	☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ その他		
変更内容	変更前		
	変更後		

別記様式第5号（第12条関係）

宇治市墓地公園使用許可証再交付申請書

年 月 日

宇治市長宛て

使用者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり使用許可証の再交付を申請します。

種類	☐ 墓所 ☐ 合葬式墓地		
許可証番号	第 号		
使用場所 (墓所使用者のみ)	区 号		
種別 (墓所使用者のみ)	平方メートル墓所		
理由	☐ 紛失 ☐ 破損		

別記様式第6号（第14条関係）

宇治市墓地公園墓所内工事許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

使用者 住 所
氏 名
工事請負者 住 所
氏 名

次のとおり工事に着工したいので申請します。

許可証番号	第 号		
使用場所	区 号	種別	平方メートル墓所

施設の概要	墳墓	高さ	センチメートル
		幅	センチメートル
		奥行	センチメートル
	境界石	高さ	センチメートル
	その他の附属工作物	高さ	センチメートル
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		

別記様式第7号（第14条関係）

宇治市墓地公園墓所内工事許可書

第 号
年 月 日

様

宇治市長



次のとおり墓所内工事を許可します。

許可証番号	第 号		
使用場所	区 号	種別	平方メートル墓所
施設の概要	墳墓	高さ	センチメートル
		幅	センチメートル
		奥行	センチメートル
	境界石	高さ	センチメートル
	その他の附属工作物	高さ	センチメートル
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
摘要			

別記様式第8号（第14条関係）

宇治市墓地公園墓所内工事完了届

年 月 日

宇治市長宛て

使用者 住 所
氏 名 ㊞

工事請負者 住 所
氏 名 ㊞

次のとおり工事が完了したので届け出ます。

許可証番号	第 号		
使用場所	区 号	種別	平方メートル墓所
施設の概要	墳墓	高さ	センチメートル
		幅	センチメートル
		奥行	センチメートル
	境界石	高さ	センチメートル
	その他の附属工作物	高さ	センチメートル
工事完了日	年 月 日		
※工事完了検査日	年 月 日		

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記様式第9号（第16条関係）

宇治市墓地公園墓所埋蔵届

年 月 日

宇治市長宛て

使用者 住 所
氏 名 ㊞
電話番号

次のとおり宇治市墓地公園の墓所に埋蔵したいので届け出ます。

許可証番号	第 号		
使用場所	区 号	種別	平方メートル墓所
被埋蔵者	住所		
	本籍		
	氏名	性別	
	死亡年月日	年 月 日	
	埋蔵予定年月日	年 月 日	使用者との続柄
焼骨以外に埋葬するもの			

別記様式第10号（第17条関係）

宇治市墓地公園墓所使用権承継申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住 所
氏 名 ㊞
生年月日
電話番号

次のとおり宇治市墓地公園の墓所の使用権を承継したいので申請します。

許可証番号	第 号		
使用場所	区 号	種別	平方メートル墓所
被承継者	住所		
	氏名		
承継理由			

別記様式第11号（第18条関係）

宇治市墓地公園墓所使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

宇治市長



次のとおり宇治市墓地公園の墓所の使用許可を取り消したので通知します。

使用者	住 所	
	氏 名	

許可証番号	第 号		
使用場所	区 号	種別	平方メートル墓所
取消年月日	年 月 日		
取消理由			

別記様式第12号（第20条関係）

宇治市墓地公園墓所返還届

年 月 日

宇治市長宛て

使用者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり宇治市墓地公園の墓所を返還したいので届け出ます。

許可証番号	第 号		
使用場所	区 号	種別	平方メートル墓所
返還予定日	年 月 日	使用期間	年 月
理由			

別記様式第13号（第23条関係）

宇治市墓地公園合葬式墓地使用許可申請書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり宇治市墓地公園の合葬式墓地を使用したいので申請します。

資格区分	☐ 焼骨有 ☐ 生前予約				
施設区分	☐ 合葬室 ☐ 個別安置室（10年） ☐ 個別安置室（20年）				
	☐ 記名板				
被埋蔵予定者	本籍				
	住所				
	氏名	性別		申請者との続柄	
	死亡年月日	年 月 日			

別記様式第14号（第23条関係）

宇治市墓地公園合葬式墓地使用許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇治市長 印

次のとおり宇治市墓地公園の合葬式墓地の使用を決定したので通知します。

使用者	住所			
	氏名			
資格区分				
施設区分				
被埋蔵予定者	住所			
	氏名		使用者との続柄	
合葬式墓地使用料		円		
納付期限		年 月 日		

別記様式第15号（第24条関係）

宇治市墓地公園合葬式墓地使用許可証

次の者は、宇治市墓地公園条例及び同条例施行規則の規定により合葬式墓地の使用を許可された者であることを証明します。

年 月 日

宇治市長 印

許可証番号	第 号			
許可日	年 月 日			
資格区分				
施設区分				
個別安置室の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
使用者	住所			
	氏名			
被埋蔵予定者	住所			
	氏名		使用者との続柄	
埋蔵年月日	年 月 日			
記載事項変更	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
備考				

別記様式第16号（第25条関係）

宇治市墓地公園合葬式墓地記名板追加変更申請書

年 月 日

宇治市長宛て

使用者 住 所
氏 名

電話番号

次のとおり記名板の使用を追加したいので申請します。

許可証番号	第 号
許可年月日	年 月 日
被埋蔵（予定）者	

別記様式第17号（第26条関係）

宇治市墓地公園合葬式墓地埋蔵届

年 月 日

宇治市長宛て

届出者 住 所
氏 名
被埋蔵者との続柄
電話番号

次のとおり宇治市墓地公園の合葬式墓地に埋蔵し、又は安置したいので届け出ます。

許可証番号	第 号			
被埋蔵者	住所			
	本籍			
	氏名		性別	
	死亡年月日	年 月 日		

別記様式第18号（第27条関係）

宇治市墓地公園合葬式墓地使用取りやめ届

年 月 日

宇治市長宛て

使用者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり宇治市墓地公園の合葬式墓地の使用を取りやめたいので届け出ます。

許可証番号	第 号
許可年月日	年 月 日
被埋蔵予定者	
理由	

別記様式第19号（第28条関係）

宇治市墓地公園合葬式墓地使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

宇治市長

次のとおり宇治市墓地公園の合葬式墓地の使用許可を取り消したので通知します。

使用者	住所			
	氏名			
許可証番号	第 号	許可日	年 月 日	
資格区分		施設区分		
被埋蔵予定者				
取消年月日	年 月 日			
取消理由				

(揭示済)



宇治市告示第52号

令和3年度国民健康保険料率の決定について

令和3年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定したので、宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）第16条第2項（第16条の5の5第2項及び第16条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示します。

令和3年4月23日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度国民健康保険の保険料率

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

所得割 100分の7.29

被保険者均等割 25,500円

世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 17,100円

イ 特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） 8,550円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） 12,825円

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割 100分の2.89

被保険者均等割 9,700円

世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

イ 特定世帯 3,250円

ウ 特定継続世帯 4,875円

介護納付金賦課額の保険料率

所得割 100分の2.87

被保険者均等割	11,800円
世帯別平等割	5,900円

宇治市告示第53号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１１項の規定により、横島三軒家町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第１０項の規定により告示します。

令和3年4月23日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

變更年月日

令和3年4月1日



宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第2号

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和５７年宇治市教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「教育指導係」を「教育指導係 教育 I C T 推進室」に改める。

別表第２教育支援センター学校教育課の部学事係の項中第１０号を削り、同項第１１号中「こと」を「こと（情報教育及び教育ＩＣＴに係るものを除く。）」に改め、同号を同項第１０号とし、同部教育指導係の項第２号中「こと」を「こと（情報教育及び教育ＩＣＴに係るものを除く。）」に改め、同部に次の１項を加える。

教育 ICT 推進室

- (1) 情報教育及び教育ＩＣＴの推進に關すること。
- (2) 情報教育及び教育ＩＣＴの調査研究及び環境整備に關すること。
- (3) 校務支援システムに關すること。
- (4) 教科書の採択及び給与に關すること。
- (5) その他情報教育及び教育ＩＣＴに關すること。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

(宇治市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 宇治市教育委員会事務決裁規程（昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の表中「参事（」を「センター長若しくは参事（」に改める。

別表第2 教育総務課に関する事項の項中

「 」を「 」に改める。

[illegible]

	○	○
	○	○
○	○	○

別表第2教育支援センター学校教育課に関する事項の項を次のように改める。

教育支援センター学校教育課に関する事項

事項	教 育 長	部 長	セ ン タ ー 長	課 長	副 課 長	室 長
(1) 学校の設置、廃止及び位置変更に関する事	○					
(2) 通学区の調整、認定及び照会に関する事						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○		
(3) 児童及び生徒の就学通知書に関する事				○		
(4) 児童及び生徒の通学区外就学に関する事				○		
(5) 宇治市就学援助規則（昭和55年宇治市教育委員会規則第9号）第2条に規定する児童及び生徒の認定及び就学援助費の支給に関する事（支出負担行為を決定することを含む。）						
ア 基準の明確なもの				○		
イ 基準の明確でないもの		○				
(6) 特別支援教育就学奨励事業の児童及び生徒を認定すること				○		
(7) 園児の募集方針に関する事	○					
(8) 入園の許可に関する事				○		
(9) 学校管理運営規則第3条第1項第7号及び第2項並びに第6条第2項の承認並びに幼稚園規則第5条第2項の承認をすること				○		
(10) 月報に係る事務の処理に関する事				○		
(11) 学校の教育課程に関する事						
ア 特に重要なもの	○					

イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの					○	
(12) 学校教育に係る調査研究に關すること（情報教育及び教育ICTに係るものを除く。）						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(13) 教職員の研修に關すること（児童及び生徒の指導に係るものを除く。）						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(14) 学校教育に係る相談及び指導に關すること						○
(15) 人権教育及び基礎学力に係る課題に關すること					○	
(16) 英語指導助手に關すること						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(17) 教育広報に關すること					○	
(18) 特別支援教育に關すること（就学奨励に關することを除く。）						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(19) 小中一貫教育の推進に關すること						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(20) 宇治学の推進に關すること						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(21) 理数教育の推進に關すること						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	
(22) 学力の充実及び向上に關すること						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			

エ 軽易なもの				○	○	
(23) 情報教育及び教育 I C T の推進に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	○
(24) 情報教育及び教育 I C T の調査研究及び環境整備に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	○
(25) 校務支援システムに関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	○
(26) 教科書に関すること。						
ア 特に重要なもの	○					
イ 重要なもの		○				
ウ 比較的重要なもの			○			
エ 軽易なもの				○	○	○
(27) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。				○	○	○

（センター長等の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第2条 センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 を

教育支援センター 教育支援課主幹	不登校の児童及び生徒の支援に関すること。
生涯学習センター 主幹	生涯学習センターの管理及び運営に関すること。

」

「 に改める。

生涯学習センター 主幹	生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
----------------	------------------------

」

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）